

第 318 回 企業会計基準委員会議事概要

I. 日 時 平成 27 年 8 月 26 日 (水) 14 時 00 分～16 時 40 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

(審議事項)

- (1) IASB の 2015 年アジェンダ・コンサルテーションの概要
- (2) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 (案)」に寄せられたコメントへの対応
- (3) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討及び IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」へのコメント対応
- (4) IFRS 適用課題対応専門委員会の設置について
- (5) 専門委員の選退任について

IV. 議事概要

(審議事項)

- (1) IASB の 2015 年アジェンダ・コンサルテーションの概要

関口常勤委員より IASB から 2015 年 8 月 11 日に公表された意見募集「2015 年アジェンダ協議」(コメント期限: 2015 年 12 月 31 日) の概要及びこれに対する当委員会の対応 (案) について説明がなされ、審議が行われた。今後、当委員会は、会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議における対応やコメント・レターの提出に向けて、審議を続けていくことを予定している。

- (2) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 (案)」に寄せられたコメントへの対応

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 (案)」に寄せられたコメントへの対応について説明がなされ、審議が行われた。

2015 年 5 月 26 日に公表した企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 (案)」に対するコメント期間は 2015 年 7 月 27 日に締め切れ、22 通のコメント・レターが寄せられた。本日の委員会では、第 23 回税効果会計専門委員会 (2015 年 8 月 11 日開催) における検討状況も踏まえ、当該コメントへの対応について審議が行われた。

- (3) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討及び IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」へのコメント対応

小賀坂副委員長及び原研究員より IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討及び IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化 (IFRS 第 15 号の修正案)」(以下「ED」という) へのコメント対応について説明がなされ、審議が行われた。

第 55 回収益認識専門委員会 (2015 年 8 月 24 日開催) では、我が国において想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、事例 1 から事例 6 までのご報告を頂いて審議が行われた。本日の委員会では、当該専門委員会における検討状況について審議が行われた。

また、IASB の ED へのコメント対応に関して、ED において提案されている論点のうち、本日の委員会では、本人か代理人かの論点について審議が行われた。

(4) IFRS 適用課題対応専門委員会の設置について

関口常勤委員より「IFRS 適用課題対応専門委員会」の設置について説明がなされ、審議が行われた。審議の結果、当該専門委員会を設置することが承認された。今後、当委員会は、関係者による合意が得られ次第、速やかに当該専門委員会を設置することを予定している。

(5) 専門委員の選退任について

新井副委員長より実務対応専門委員会の専門委員の選退任案について説明がなされ、審議が行われた。審議の結果、原案の通り承認され、委嘱等の手続を行うこととされた。

以 上